

寄付金 ご協力のお願い

皆様のご篤志を
お待ちしております。

この寄付金は、任意にお願いしております。

本学の教育研究の更なる振興を

促進するため、浄財として活用いたします。

関係者各位の皆様には、

深いご理解と温かいご支援を仰ぎたく、

何卒格別のご協力を賜りますよう、

お願い申し上げております。



本学は平成26年度(一財)短期大学基準協会
による第三者評価の結果、適格と認定されました。



学校法人
東洋食品工業短期大学

〒666-0026 兵庫県川西市南花屋敷4-23-2
TEL 072-740-3300 (総務部直通)
FAX 072-758-6934
U R L <https://www.toshoku.ac.jp/>
E-mail info@toshoku.ac.jp



学校法人 **東洋食品工業短期大学**

TOYO COLLEGE OF FOOD TECHNOLOGY

寄付金募集についてのお願い

東洋食品工業短期大学は、昭和13年（1938年）に高崎達之助が創設した東洋罐詰専修学校を礎とし、昭和36年（1961年）に短期大学への改組を経て、容器詰加工食品の発展と共に今日に至りました。「向上心の高い若者たちに、学ぶ機会を与えたい。世界の容器詰加工食品業界を背負って立つ人材を育てたい」という創設者の強い志を今まで受け継ぎ、食品加工業界、包装容器業界の発展に寄与する優秀な人材を数多く輩出しております。引き続き、創設者が遺した「食品は人の命に関わるものであり、食品の仕事に従事するものは、心の正しい人でなければならない」という言葉を不变の理念とし、包装食品業界の担い手を育成し、人々の豊かな暮らしの創出に努めて参ります。

令和元年度は、それまでに構築した学内ネットワークの展開を行い、学生・教職員双方向のコミュニケーション強化を図りました。また、高校生に対する出前授業の訪問先を増やし、より多くの高校生に二重巻締やキャッピングを体験してもらいました。

しかし、年初に端を発した新型コロナウィルス感染症の拡大により、新年度は開始早々に臨時休校を余儀なくされ、学位記授与式や入学式も規模を縮小、海外短期研修や各種講習会も中止に追い込まれるなど、教育活動、学生生活に大きな影響を及ぼしております。本学では、5月よりオンラインによる遠隔授業を開始し、構築した学内ネットワークを活用して、「学生の学びを止めない」ことに注力しております。この状況がいつまで続くか予断を許さないところですが、今回の経験を奇貨として教育方法や教職員の働き方の改革につなげていく所存でございます。

教育環境の充実と施設設備等の導入や更新は、本学の財政状態に合わせて現実的かつ合理的な実行に努めています。そして日常的に経費削減を推進し、競争的外部資金や補助金等の獲得にも積極的に取り組んでおりますが、本学の教育活動の発展には、個人及び企業の皆様方からのご協力が大きな支えとなっております。

皆様方におかれましても、新型コロナウィルスの影響で、事業活動、勤務状況、日常生活に大きな制約を被っていると存じます。諸事多難の折、誠に恐縮ではございますが、本学へのご理解をお願いいたしますと共に、本寄付金募集へのご協力を心よりお願い申し上げます。

理事長 中井 隆夫
学 長 千本 克巳

近年の主な寄付金対象事業の成果

皆様のご寄付・ご尽力を受け、新体育館、図書館、校舎および実習場、校庭の外構の整備が完了し、教育・研究環境のさらなる改善を実現いたしました。

- ◆ 食品製造区域のHACCP対応工事
- ◆ 高速液体クロマトグラフ質量検出器システム導入
- ◆ マイクロスコープ導入



アセプティック飲料製造実習施設完成

平成25年（2013年）夏、アセプティック（無菌）充填設備を実際に用いて飲料製造を行う専用実習施設が完成しました。（南館1F）



寄付金募集要項

寄付金対象事業

募集目標額

2億円

寄付金額

個人——1口1千円(3口以上)

法人(企業)——1口10万円以上

※寄付金は、個人・法人(企業)を問わず、法規に基づいた所定の手続きにより、寄付金控除の対象となります。

〈お申し込み方法〉

1

『寄付申込書』に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒で、東洋食品工業短期大学総務部宛にご返送ください。(送料は本学が負担致します)

2

同封の払込用紙をご利用のうえ、全国の銀行(金融機関取り扱い窓口機関)または下記の指定銀行、もしくはゆうちょ銀行からお振り込みください。

指定銀行 三井住友銀行の本店および全国の各支店

ゆうちょ銀行 全国のゆうちょ銀行窓口

(上記の指定銀行、ゆうちょ銀行からお振り込みいただいた場合、)
(振込手数料は本学が負担いたします)



▶ 教育研究施設設備の充実

多くの食品工場で利用されている液・粘体自動充填包装機の導入等、企業の実態に対応できる教育施設設備の充実に取り組みます。

▶ 主要製造設備、分析機器の更新

老朽化・陳腐化が進みつつあるレトルト装置、シーマー等の食品製造設備やクロマトグラフ等の分析機器を順次更新し、実学を重視した知識と技術の教育を推進します。

▶ 教育研究環境の整備

セキュリティ強化等ITインフラを構築し、ICTシステムを利用した学修を可能とする環境を整備します。

▶ 本館等建物の建替準備資金

本館、図書館、斎志寮といった建物の老朽化に備え、従来から積み立てている図書館の建替資金とあわせ、長期的な視点で建替資金の積立を開始します。



寄付者への記念品

3,000円以上ご寄付頂いた方には
クッキー詰め合わせをお送りいたします。

寄付金による減 免措置について

この寄付金は、税法上以下のような 優遇措置を受けることができます。

個人の場合

本学は、文部科学大臣が認証した特定公益増進法人です。本学発行の「領収証」および「証明書(写)」を添えて確定申告をされると、税制上の控除を受けることができます。

個人がその年に支出した寄付金の額が2,000円を超える場合、下記のいずれかの計算方式により「寄付金控除額」を当該年の所得税額から差し引くことができます。

※平成23年度の税制改正により税額控除制度が導入され「税額控除方式」と「所得控除方式」のいずれかを選択していただくことができるようになりました。

※寄付者の課税所得などにより異なりますが、ほとんどの場合、「税額控除方式」の方が減税効果が得られます。

〈 税額控除方式 〉

当該年中に
支出した寄付金額
(その年の総所得金額等の
40%を限度とする)

2,000円



40%

寄付金控除額*

〈 所得控除方式 〉

当該年中に
支出した寄付金額
(その年の総所得金額等の
40%を限度とする)

2,000円



課税所得に応じた税率



寄付金控除額

*所得税額の25%(100円未満切り捨て)を限度とする

法人(企業)の場合

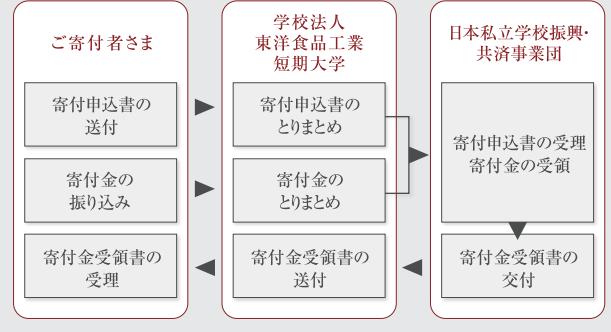
〈 受配者指定寄付金 〉

「受配者指定寄付金」制度をご利用いただけます。この制度は、私立学校の教育・研究の発展に寄与するため日本私立学校振興・共済事業団(以下、事業団という)を通じて、本学へと寄付していく制度で、寄付金が全額損金に算入されます。

事業団指定の「寄付申込書」を本学にご提出のうえ、寄付金を振り込みいただきますと、本学で諸手続きを行いました後、事業団発行の受領書を本学を経由してご送付させていただきます。

〈 【受配者指定寄付金】の事務手続き 〉

〈 法人(企業)の場合 〉



お願
い

寄付金を事業団が受領した日は、受け入れ期間内において、事業団の指定銀行の口座に寄付金が入金された日となります。したがって、寄付者である企業等法人が寄付金を支出した日の属する事業年度(決算日)を過ぎてしまふと、寄付者はその年度の損金算入が認められなくなります。決算日には特にご注意ください。また、本学への寄付申込書の送付ならびに振込は、当該決算日より15日以上前に行っていただきますよう、ご協力のほど、お願い申し上げます。

書類、手続き方法等詳しくは、
法人総務部にお問い合わせください。



T E L

072-740-3300

F A X

072-758-6934

E-mail

info@toshoku.ac.jp